

# 令和8年度



## 葛飾区住まいの防犯対策助成金

対象の防犯設備を購入し、ご自宅に設置した場合

**最大5万円** を助成します！



### 助成対象

現在お住まいの住宅に令和8年4月1日以降に

**対象の防犯設備を購入・設置した区民**

令和8年3月31日以前に購入した防犯設備は助成対象になりません。

### 助成率・助成上限



対象経費の**2分の1**を助成(千円未満切捨て)

助成上限額 **5万円**(複数品目の申請可能)

### 対象品目

- ◆防犯カメラ
- ◆録画機能付きドアホン
- ◆防犯性の高い錠
- ◆補助錠
- ◆センサーライト
- ◆センサーアラーム
- ◆面格子
- ◆防犯フィルム
- ◆防犯ガラス
- ◆防犯砂利

### 申請受付期間

令和8年**4月20日**(月)

～ 令和9年**3月31日**(水) (必着)

## 申請書類

申請書類は葛飾区役所危機管理課窓口（5階503窓口）または区民事務所・地区センターで配布しております。

- ① 申請書兼請求書（1号様式）
  - ② 誓約書兼同意書
  - ③ 本人確認書類の写し：氏名・住所・生年月日が記載された公的機関が発行したもの（運転免許証、マイナンバーカード等）
  - ④ 領収書（レシート）の写し：宛名、施工日や購入日、購入品名称、領収金額、領収年月日、販売店の名称等の記載があるもの  
※記載がない場合は説明書やカタログ（品名の記載がある表紙の部分のみ）の写し
  - ⑤ 防犯設備設置後の写真：防犯設備の**取付・工事後**の写真
  - ⑥ 口座（入金先）の確認書類：通帳・キャッシュカード・の写しなど
- ※オンライン申請の場合は、③～⑥を写真またはPDFデータにて、電子添付してください。

## 申請方法

○防犯設備を購入する前に、区公式ホームページ掲載されている『Q&A』や『助成対象項目定義・要件一覧』を必ずご確認ください。

### 【窓口持参・郵送】

申請書類をまとめてご提出ください。

窓口：葛飾区役所 危機管理課（5階503窓口）

郵送：葛飾区役所危機管理課防犯強化係

〒124-8555 葛飾区 立石5-13-1

### 【オンライン申請】

オンライン申請ができます。

右のQRコードからアクセスしてください。

オンライン申請は

こちらから



## 助成対象項目 定義・要件一覧

	助成対象項目	定義・要件
1	防犯カメラ	<p><b>【定義】</b></p> <p>犯罪の防止を目的として、継続的に撮影している録画機能付きのカメラであり、当該カメラにより撮影した映像の記録及び通信のために必要最低限の関連機器から構成される装置</p> <p><b>【要件】</b>次に掲げる要件を満たすものを助成対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所が住宅の敷地内であること。</li> <li>・撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に事前説明を行い、同意を得ていること。</li> </ul>
2	録画機能付きドアホン	訪問者の姿を映像で確認・録画（動画・静止画の別を問わない。）をすることができる機能のついたドアホン
3	防犯性の高い錠	不正開錠が困難な錠
4	補助錠	主錠の他に、防犯性を高める目的で、玄関、窓などに補助的に取り付ける錠
5	センサーライト	室外に設置するもので、主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具
6	センサーアラーム	室外に設置するもので、主に赤外線や熱、光、振動、磁力等を感知し、自動で警告音が鳴る装置
7	面格子	窓の外側又は内側に、犯罪の防止を目的として取り付ける格子
8	防犯フィルム	窓からの侵入を防止するために、窓ガラスが割られにくくすることを目的に取り付けるフィルム
9	防犯ガラス	合わせガラス（2枚以上のガラス板の間に特殊な中間膜（フィルム）を圧着させたガラスをいう。）又は合わせ複層ガラス（合わせガラスを使用した複層（複数枚の板ガラスの間に中空層・中間材を設けたガラスをいう。）
10	防犯砂利	踏むと大きな音が発生するよう加工された砂利

## Q & A (抜粋)

Q&Aは区公式ホームページをご覧ください。  
右のQRコードからもアクセスできます。

「Q&A」はこちら



◆ 戸建て・集合住宅（賃貸を含む）ともに申請可能です。

※集合住宅のオーナー、管理組合など**居住者個人以外の方から申請はできません。**

※法人や商店の事務所としてのみ使用している物件は助成対象外です。

◆ 1軒の住宅につき、申請は**年度内に1回のみ**です。

◆ 申請は防犯設備を設置する住宅の居住者が行ってください。

◆ 設置にかかる工事費等も対象経費に含みます。

◆ **居住前に新築住宅の初期設備として設置する防犯設備は助成対象外です。**

◆ 区内に複数の住宅を所有している場合、居住していない（住民登録をしていない）住所に所在する住宅に設置した防犯設備は助成対象外です。

◆ 同一建物の2世帯住宅（1階が親世帯、2階が子世帯など）は、まとめて1申請となります。**世帯ごとに別々の申請はできません。**

◆ 対象となる設備は令和8年4月1日から令和9年3月31日までに購入・設置が完了したものです。

◆ 複数品目の申請が可能です。（ただし、助成上限額は5万円です。）

◆ 振込先口座の名義は、申請者と同一にしてください。

〒124-8555

葛飾区 立石5-13-1

葛飾区 地域振興部

危機管理課 防犯強化係

電話：03-5654-8579

03-5654-8478

